

## 7. 少子化対策の充実について

【内閣府・厚生労働省】

### 《提案・要望事項》

#### 1 少子化対策に関する財源確保について

国においては、地方公共団体が行う先駆的な取組を支援する、「地域少子化対策強化事業」を創設されたところ。本事業は昨年度補正限りとされているが、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援するための継続的な財源を確保すること。

#### 2 子ども・子育て支援策の充実について

(1) 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度については、地域の実情に応じた事業が確実に実施できるよう、必要な財源については、国において恒久的・安定的に確保し、市町村及び都道府県に対し、その役割に見合う措置を行うこと。

(2) 保育所職員の配置については、保育現場の実態に即した配置ができるよう全年齢児の「配置基準」を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。

また、保育所運営費の人件費単価の引上げ・積算方法の見直しと合わせた抜本的な措置による保育士の処遇改善の制度化を図ること。

### 【現況、課題等】

#### 1 少子化対策に関する財源確保について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、将来人口の激減が見込まれるなか、特に中山間地域等においては急激な人口減少や高齢化の進行により、一部でお互いに支えあう力が低下してきており、将来、集落の維持が困難になることが懸念されている。

長野県においては、少子化の大きな要因の一つとなっている未婚化や晩婚化に対応するため、個人の意思を尊重しつつ、結婚についても積極的に支援している。

(H26 新規事業 婚活コーディネーターの設置、ながの結婚マッチングシステムの拡充)

また、保育に対する多様なニーズに対応するため、国庫補助対象とならない小規模施設の整備について、県単独事業により市町村の取組を支援している。

(病児・病後児保育、放課後児童クラブの施設整備に要する費用の補助)

知事会等を通じ、地方の取組に対する財源確保を国へ要請してきたが、先駆的な取組に支援する「地域少子化対策強化交付金」が創設された。しかし、単年度事業であるとともに交付要件が厳しいことから、必ずしも地方が求めた制度とはなっていない。

地方が、地域の実情に応じて、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育て、雇用対策を含めた総合的な対策を、単年度に限らず中期的に展開すべきである。国においては、地方が独自に行う様々な取組に要する財源を継続して確保するなど、積極的な支援が求められる。

## 2 子ども・子育て支援策の充実について

(1) 政府は、「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法について、平成24年8月22日に公布、平成25年4月に「子ども・子育て会議」を設置するなど、平成25年度から制度設計を進めている。

子ども・子育て支援新制度については、平成27年度からの本格実施を予定しており、財源となる消費税については平成26年4月から8%への引き上げが行われ、平成27年10月からは10%への引上げが予定されている。

ただし、制度実現のため必要となる1兆円超の財源に対し、消費税増収分により充当される0.7兆円以外の0.3兆円超については、現在確保の目処が立っていない。

### ○ 子ども・子育て関連3法の主なポイント

<p><b>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇認定こども園制度の改善 幼保連携型認定こども園の改善等</li> <li>◇認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設</li> <li>◇地域の子ども・子育て支援の充実</li> </ul>	<p><b>幼児期の子ども・子育て支援の新たな仕組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市町村(実施主体) ＝地域ニーズに応じ計画を策定 ⇒給付・事業を実施 国・都道府県＝市町村を重層的に支援</li> <li>◇社会全体による費用負担</li> <li>◇政府の推進体制・財源を一元化</li> <li>◇子ども・子育て会議の設置</li> </ul>
---	--

(2) 保育所職員の配置については、保育の質の向上及び発達障害児（発達障害が疑われる児童を含む）や食物アレルギー等への対応のため、国で定める「配置基準」以上に保育士や調理員等を加配しているのが現状。

### ○ 保育所職員の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

区 分	保育士配置基準
	児童数：保育士数
乳児（0歳児）	3 : 1
1～2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1
4歳児以上	30 : 1

(現状：平成22年度)

区 分	公立(※1)	私立(※2)
配置基準よりも基準が高い市町村数	29/75	9/19
配置基準は変えず保育士を加配している市町村数	23/75	9/19
合 計	52/75 (69.3%)	18/19 (94.7%)

※1 分母は中核市と認可保育所がない村を除く市町村数  
 ※2 分母は私立保育所がある市町村数

(3) 平成26年度は保育緊急確保事業により保育士等の賃金の上乗せが行われているが、保育の質の向上を図るためには、専門的知識や経験を有する保育士の確保が不可欠であり、保育所運営費の人員費積算基準の引上げ等、抜本的な保育所職員の処遇改善が必要。